

令和元年第3回中津川市議会(定例会)

議 員 提 出 議 案

令和元年6月27日

議第78号

新たな過疎対策法の制定を求める意見書について

新たな過疎対策法の制定を求める意見書を提出するため、次のとおり決議する。

令和元年6月27日提出

提出者 中津川市議会議員 岡崎 隆彦

賛成者 中津川市議会議員 櫛松 直子

賛成者 中津川市議会議員 木下 律子

賛成者 中津川市議会議員 柘植 貴敏

賛成者 中津川市議会議員 島崎 保人

賛成者 中津川市議会議員 吉村 孝志

賛成者 中津川市議会議員 糸魚川 伸一

## 新たな過疎対策法の制定を求める意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による山林の崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、更には、都市部に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などの多面的・公益的機能を有する地域であることは、国民共有の財産である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく施策を確立・推進することが重要である。

よって、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」を引き続き継続するか、又はそれに替わる新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年6月27日

中 津 川 市 議 会